

令和4年度 亘理町いじめ問題再調査委員会

第1回委員会 会議録

- 開催日時 令和4年12月15日（木）午後2時00分
- 開催場所 悠里館 3階視聴覚ホール
- 出席者
長谷川啓三委員長、鎌田健司副委員長、川端壮康委員、
佐々木央委員、神春美委員
- 説明のために出席した者
山田周伸町長、齋義弘総務課長、南條守一教育次長、
太田貴史教育総務課長、久保昭裕総務班長

（久保） それでは只今から亘理町いじめ問題再調査委員会第1回を開会します。私は司会をいたします久保と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次第1番の委嘱状交付に入らせていただきます。今回、亘理町いじめ問題再調査委員会委員をお引き受けいただきました皆様に委嘱状を交付させていただきます。山田町長がお席を回り今回委員になられます5名の方、お一人お一人に交付させていただきます。それでは、名簿順に交付いたします。

【委嘱状交付 略】

【委嘱期間：令和4年12月15日から調査終了まで】

（久保） 5名の委員の皆様どうぞよろしくお願ひします。

それでは開会にあたりまして亘理町長山田周伸がご挨拶を申し上げます。

（山田町長） 皆さんこんにちは。本日は皆様本当にお忙しいところ、こちらの方亘理まで、亘理町いじめ問題再調査委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては、委員をお引き受け頂きましたことに心より感謝を申し上げます。将来のある大切な生徒が亡くなったことは、本当にきわめて残念でございまして、改めまして、平成31年3月9日にお亡くなりになりましたご息様に謹んで哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様にも心よりお悔やみを申し上げます。

去る8月30日に行われました亘理町いじめ問題対策委員会臨時委員会で答申された内容につきまして、ご遺族より再調査の要望書を頂戴いたしました。答申内容に納得がいかないというご遺族の思いを受け止め、わたくしの下に、再調査委員会設置の

判断をさせていただいたものでございます。本日の第1回目となる会議におきましては、再調査の運営要綱等につきまして、確認をさせていただいたのち、これまでの経緯についてご説明をし、第三者による客観的な検証を進めていただくにあたっての、当委員会の進め方などにつきまして、審議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様から専門的見地を踏まえたご意見を幅広く賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

(久保) それでは、次第3の出席の再調査委員の皆様のご紹介をさせていただきます。大変恐れ入りますが、名簿順に自己紹介をお願いいたします。初めに弁護士の鎌田健司委員をお願いいたします。

(鎌田委員) はい。仙台弁護士会の弁護士の鎌田健司と申します。仙台のあすなろ法律事務所というところで、弁護士をしておりますどうぞよろしくお願いいたします。

(久保) 続きまして川端壮康委員をお願いします。

(川端委員) 宮城県臨床心理士会推薦で参りました、尚絅学院大学の川端と申します。皆様よろしくお願いいたします。

(佐々木) 共同通信の記者で佐々木と申しますよろしくお願いいたします。いじめや教育問題、あるいは自死の問題について長く取材してきました。できるだけ力になりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(神委員) 法務省人権擁護員をしております、神春美と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

(長谷川委員) 東北大学で、教育学部の臨床心理で教鞭をとっておりました。この問題は現役時代から、関心を持っておりまして、なんとか良い方向にできればいいなという思いで参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

(久保) ありがとうございます。本日は委員5名全員の出席をもって亙理町いじめ問題再調査委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それではこれより亙理町いじめ問題再調査委員会運営要綱につきまして、総務課長の齋

よりご説明申し上げます。

【亙理町いじめ問題再調査委員会運営要綱説明 略】

(久保) 只今、要綱について説明させていただきました。要綱につきまして何か質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして次第の2番目、委員長、副委員長の選出に移りたいと思います。委員長が選出されるまで暫時、町長が進行を務めさせていただきます。

(山田町長) はい。それでは暫時の間、委員長がつくまで私の方で進行を務めさせていただきますと思います。配付資料の4ページ、第18条の規定により委員による互選をお願い致したいと思っております。なお、委員会の委員長となった委員に置かれましては、委員会の統括及び会議の進行、他に会議後に行われるものと想定しております報道機関への対応等をお願いいたします。会議後の会見等については、再調査委員会の委員を代表して委員長だけにご出席いただくということでよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。ご同意があったとみなしまして次に進めさせていただきます。では互選ということで、自薦・他薦どなたかご発言をお願いいたします。

(神委員) よろしいですか。

(山田町長) はい。

(神委員) 委員長に長谷川委員を推薦したいと思います。よろしく願いいたします。

(山田町長) はい。長谷川委員という声がありましたがいかがでしょうか。

(佐々木委員) 賛成です。

(山田町長) よろしいでしょうか。はい。では長谷川委員によりしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。それでは長谷川委員よりしくお願いいたします。続きまして、副委員長について、自薦・他薦どなたか発言をお願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。はい。お願いします。

(神委員) 鎌田委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(山田町長) 只今、鎌田委員ということでお話がありましたが、それでは鎌田副委員長でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。ではここで委員長に長谷川委員、副委員長に鎌田委員ということで、それで今後内容を詰めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(久保) それでは長谷川委員は、前の委員長席にご移動願います。それでは委員長となられました長谷川委員長よりご挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

(長谷川委員長) ご推薦をいただきまして、委員長ということになりました。長谷川でございます。このいじめの件というのは、決して本件だけではなくて、全国的にかけて、何とかうまい、少しでもいろんな体験がですね、次に生きていくような会になればなと個人的にも願っているものでございます。今回、初めてここにまいらせていただきました。まあ、立派な施設で、電車が少し遅れたりしてこういうことが続くのかなと思ったりもしておりますが、是非それを乗り越えて参りたいと思います。どうぞ委員の皆様には、また関係の皆様にはご協力よろしくお願いいたします。

(久保) 次に次第3の諮問に移らせていただきます。長谷川委員長に対しまして、山田町長より諮問させていただきます。

【亘理町いじめ問題再調査委員会への諮問 略】

(久保) 只今、長谷川委員長に対しまして山田町長から諮問させていただきました。なお、山田町長は、この後も公務の予定がありますので、ここで退席させていただきます。

(山田町長) すみません。どうぞよろしくお願いいたします。

(久保) それではここで本委員会の公開、非公開の確認をいたします。亘理町いじめ問題再調査委員会運営要綱第8条によりまして、事務局と致しましては、本委員会の4の経過説明以降及び今後の審議内容については、個人情報が含まれることから、非公開が妥当と考えておりますが、この点につきまして、委員長から委員に諮って、この場でご確認いただければと思います。

(長谷川委員長) はい、今、町長からの諮問をお受けしまして、この委員会に課せられた仕事が大変重いものであると再確認致しました。是非よろしく願いいたします。それでこの会は個人情報も含むものもありますので、毎回そうなると思いますが、公開、非公開を最初に問うということになります。いかがでございましょうか。これは委員会の委員の先生方のご判断が大きいと思いますので、まず、この以降の審議に関しましては、非公開とすることよろしいでしょうか。どうですか。

(神委員) いや、まだ特段資料が出てきているわけでもないのに何とも申し上げられませんが、先ほどの条項においても個人情報の出てくるところについて、一番ウエイトが大きくて、それが、そういう話は今時点では、出るかどうかまだ分かっていないっていう段階なので、この後いきなり非公開っていう形でなくても、できたらしばらく公開でもよろしいんじゃないかと私は思うんですけど。どの時点から非公開にするからというのはありますけど。

(長谷川委員長) はい。いかがですか。そういうご意見もあって、納得するところありますが、多分、非公開の点も出てくると思いますが、とりあえずこのままでいいんじゃないかというご意見ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(鎌田副委員) いいですか。調査報告書はホームページでも見られるんですが、個人名は伏せられているようなんですが、このあとの経過説明の中では、個人名などは出てくることになるのか、ちょっと事務局にお尋ねしたいと思います。

(久保) はい。只今の鎌田委員のご意見に関しまして、この後は個人名を出てくる資料を配付させていただいてという予定にさせていただきます。

(鎌田副委員) 個人名が出てくるのであれば、そこは非公開になるかなとは思いますが、まあ今の神委員の話ももっともで、ちょっと何を主にするかによっても違うかと思いますが、そのあたり確認してからでも結構です。

(長谷川委員長) はい。委員長としても、進める必要がありますので、まずは進めて必要なところで、当然、最大の配慮をして非公開とさせていただくということよろしいんじゃないでしょうか。それじゃあ、この経過説明のところは、ここまでは事務局がやられるということですか。今言ったことに配慮しまして、そんなところになりましたら非公開ということにしたいと思います。まずお願いしたいと思います。

(久保) それでは会議を再開いたします。4番の経過説明以降につきまして事務局から資料を配付いたします。そのまま少々お待ちください。

(鎌田副委員) すみません。よろしいですか。先ほどの町長の諮問書ですが、このコピーを頂くことは可能ですか。それ先ほど読み上げたんですけど、それに基づいて進めていかないとあれなので。なければコピーしてきて下さい。

(長谷川委員長) 今、さっきの諮問書のコピーをさせていただいています。

それでは、経過説明というところをお願いできればと思いますが。

(太田教育総務課長) 教育総務課長の太田と申します。亘理町立中学校における生徒の死亡事案の概要という資料で説明させていただきます。

【経過説明 略】

(長谷川委員長) はい。ありがとうございます。委員の中で今のことで特にございませんか。ご意見等は。先に進んでよろしいでしょうか。

(鎌田委員) この諮問について、改めてちょっと説明していただかないとですね、正直町長が読み上げたことと、今見ているだけで正直私も分からないので、もうちょっと再調査委員会で何するのかですね、ちょっと明確にいただかないと、進んだところでですね、意味がなかったってことにならないように、何を審議すればいいのかですね、この審議に入るにあたってちょっと改めてこの諮問事項を説明いただくようお願いします。

(齋総務課長) それではですね。この諮問書についての、まず8月の段階で調査報告書が、8月30日で調査報告書をまず策定し、臨時委員会の方からですね。臨時委員会の調査報告書が出されております。それについての内容等、ご遺族の皆様の方からですね、この内容では、ご納得いただけないということでの要望があり、そしてそれ以降、今度町の方、町長が中心となってですね。今回の委員会を立ち上げたということなんですが、まずはこの調査報告書の内容を、まずご覧頂いて、そちらの内容等それについて何か不備な点等があるのかどうか。ご納得頂けない内容であるのかどうかということが一つですね。再調査ということで非常に難しいんですけども、実際に調

査の方法なのですが、私どもで再調査ということで、一番最初から調査をやるのかそれとも今まで数年かけてやってきた調査を基に、もう一度内容を見ていくのかということの手法も含めたご検討を頂ければと思うんですけど。資料等は色々揃ってはいるんです。本日は、皆さんのところへまだお出ししておりませんが。

(神委員) 諮問2の所見で求めていることって、所見が何なのかがここでは全然分からないんですよ。議論が進められないと私は思っているんですね。

(鎌田委員) 今おっしゃったのは諮問事項の1なんですか。ちょっとよく分からないですね。

(佐々木委員) ちょっといいですか。この再調査委員会設置のキックオフっていうかスタートになったのは何かってことを見なくてはいけなくて。そのご説明が全然ないので、皆さん困惑していると思うんですけど。この要望書というのが、令和4年9月1日、この事案の概要の一番最後に付いていて、ご遺族の苦痛に思われたことや不満に思われた事がちゃんとポイントを上げて指摘されています。これを受け取って多分町長なり、議会なりがやっぱりやらなくてはいけないと思ったんでしょうから、これが妥当なものかどうかということが、我々がこのご意見に、あるいはご批判にどの部分で賛同できて、あるいはどの部分で、もっと違った考え方を示すことができるかという意味でその調査報告書、この視点を持ちながら読み返してみるっていう事が多分スタートになるんだと思うんですけど、このご説明がないので ちょっと今混乱してるんだと思うんです。

(長谷川委員長) 要望書に目をとおすところからでよろしいんでしょうかね。

(佐々木委員) 本来、従ってこの報告書の墨塗があって、私公表版読みましたけれど、誰が誰なのか全く、当該生徒と生徒とですね、生徒の名前が消してあるので、せめて A、B、Cとかになっていけば、まだ誰が再び登場した時にわかるんですけど、全く人間関係がわからないことになってるので、ようやくこれが頂けたので、これを読んで、この要望書を読んでというのがスタートになると思います。公表版を見た限りでも、私が見た限りでも、ご遺族の要望っていうのはそのとおりだなと思うところがたくさんあります。大変亡くなった方に対して失礼だったり、その尊厳を犯すような表現もあるやに見受けられるので、町長もそれで決断されたと思いますから、是非、今回は本当はこれ事前に頂いておければ良かったんですけど、これ大変プライバシーに

関わるんで難しいんだと思うですけども、これを読み込んでですね。それでどこまで事実関係を調べるのか、事実関係ではなくて評価のところの問題の書きっぷりといいますかね、どのようにこの事実関係から教訓を引き出すかみたいなことになるべきだと私は、まあざっと読んだ感じでは思うんですけども。そこを一度持ち帰ってタイプなので読み直す必要があるんじゃないですか。

(長谷川委員長) どう致しましょうか。今日の時間まだありますので、この要望書に関するものは目はおせると思うんですけども、これを読むところから始めますかね。

(佐々木委員) そうですね。

(神委員) ちょっと確認なんですけど、求められていることは、前回の調査報告の検討なんですか。いじめ事案の…。

(鎌田副委員) それが多分諮問1ですよ。

(神委員) そうすると、これが先ほど話し合ったようにどういう事実からこういう結論を引き出したかって、過程を検討するってことがメインになるわけですね。

(佐々木委員) あまり諮問の中身がこうだからというふうに決めつけずにですね、もうちょっとご遺族がいらっしゃって、一人の若者の命が絶たれたという事態に真摯に向き合うなら、諮問事項がこうだからって言わずにですね、やっぱり一度報告書をちゃんと読んでみる。それで諮問事項以外にもですね、言うべきことがあったら言った方がいいと思いますよ。それを求めてらっしゃると思うので、そういう形で是非進めていただきたいと思います。

(長谷川委員長) 今からの進め方で何かご意見ございますか。

(鎌田副委員) 私はその運営要綱の第2条で「再調査委員会は、町長から諮問があった事項について調査検討し、町長に報告する。」ここがやることですので、なので諮問が何かをしっかりと確認した上で最低限、諮問事項については、不備なく答えなくてはならない。報告しなくてはならないと思っているので、諮問が何かというのを明確にした方がいいと思っています。その上で、その他に我々の方でやるべきことがあれば、そ

れも否定しませんが不備があるとちょっと…。

(佐々木委員) そのとおりです。

(鎌田副委員) ですので先ほどから、ちょっと求められてるのは何かですね。

(佐々木委員) 報告書だけ見ても、いじめに限って、いじめとの関係みたいなところに諮問事項があるからっていう形でかなりいじめがあったか、なかったかそのいじめが自死にどの程度寄与したかっていうような、そこが結局結論だという形で、それ以外のところにちょっと目が及んでないっていうか、最初の報告書がですね。その辺がちゃんと亡くなった方に向き合っていないと言われる所以だと思いますから、ちょっといじめ問題、いじめが起きて亡くなられた方がいた時にやる委員会だとしてもですね、少し視野広くやりたいって言うことが私の提案。

(神委員) 諮問事項に基づいて、今、鎌田先生おっしゃられているように、諮問事項に基づいて取りまとめていくっていうことに異論はないんですけども、そもそもこの諮問事項のうちの1は答申に関する事って、これもわりに漠然としているといえば漠然としているんですけども。答申内容が今回資料としてはついているので、とりあえずまあ私はこれ読まないことには先に、諮問1についてはね、先に進めないことに間違いはないです。それと諮問2の所見で求めていることって、この所見ってどれのことを指しているんですかという単純に言えばまずは。

(長谷川委員長) はい。総務課長。

(齋総務課長) 所見なんですけども、そちらの資料の後ろに付けております。要望書でございます。まずは県に出された要望書、あと町の方に出された要望書内容的には同じ内容でございますけれども、この要望書の後ろの方に今後のやり方とかですね、どのようなことが行っていただけの内容が要望書として書いてございますので、そういった内容も踏まえたうえで、この所見という形で、この会でこれについて、お話しただければと。

(神委員) ちょっと確認させてもらっていいですか。

要望書これ、事案内容の中に要望書が3種類入っているんですけども。最初のは、31年4月12日ですからまだ答申が出る前ですよ。

(齋総務課長) はい。

(神委員) 知りたいのは所見は、例えば、8月30日の要望書というのは、これ所見なんですか。ご遺族側の所見になっているんですか。30日だとまだ答申案が出てないんでしょう。これはまだご遺族の方は答申案を見たうえでの所見書になっていないと書いていけばいいんですか。最後に9月1日の要望書がありますが、これが最後のご遺族側の表題は要望書ですけど所見を取りまとめられたものだというふうに理解していい。これが所見なんですか。

(齋総務課長) はい。まず一番最初にあります平成31年4月12日これが一番最初に出されたものですので、これに基づいて第三者委員会というのが立ち上がりました。それで今度は、数年かけてですね、2年、3年かけて調査して、その報告書ができ上がったのが今年度でございます。それを8月30日に出しておりますので、出した後に、この要望書という形でご遺族の方から頂いたという形でございます。

(佐々木委員) 所見っていうのは別にあるんですか。

(齋総務課長) いいえ。9月1日が最終の所見でございます。

(鎌田副委員) 端的に質問に答えて欲しいんですけど、この諮問の2の所見は令和4年9月1日付要望書に書いてあることかどうか。イエスかノーか教えてください。

(齋総務課長) そのとおりです。

(鎌田副委員) イエスですね。はい。その他は入っていないということですね。8月30日までのやつは。

(齋総務課長) はい。

(神委員) もう一つ、諮問3についてですけども、あんまりくどくなると問題なので、参考までにちょっとお聞きしますね。この諮問書って事前にご遺族はご覧になっているものなんですか。

(齋総務課長) これについては、ご遺族は見てません。

(神委員) 見ていないんですか。分かりました。ちょっと心配したのは、この諮問内容本日ここで聞いてて、ご遺族側の方からあの諮問では、諮問2にある要望書に答えていない諮問ではないかって言われるのがちょっと辛いかな。その確認をちょっとしておきたかっただけです。それじゃ見てないということによろしいですか。

(齋総務課長) はい。

(鎌田副委員) 諮問3も説明してほしいんですが。当該事案発生後っていつのこと言っているんですか。その自死の後なのか、いじめの後なのか、何を言っているのか。

(齋総務課長) これは、自死の後の提言書という形で別冊で付けておりますけども、今後、このような事案が発生した場合の提言書ですね、そちらの対処の内容等これについて…。

(鎌田副委員) すみません。及びってあってその及びの前と後があると思うんですけど、及びの後は同種事案だから、この事案と別の同種事案のことだと思うんですが、その前は本件をさしてるんですよね。当該事案発生後の学校及び教育委員会の対処というものは…。

(齋総務課長) そうですね。

(鎌田副委員) これが本件ですよ。それで当該事案発生後というのは、自死後で学校と教育委員会は自死の後でこの事案についての学校と教育委員会の対処についてどう考えるかってそういう意味でいいんですか。

(齋総務課長) そうです。

(神委員) 諮問3の今の、「はい」とおっしゃっている返事の内容で、当該事案発生後の学校及び教育委員会の対処までが、ひと括りだとすればこれは調査報告書のことを指しているというふうに捉えるようになるんですけど。そのうしろも及び同種の事案の発生のために講ずる措置ってなると、今回出されている提言書のことを指すんですかっていう形になるんですよ。

(齋総務課長) すみません。前半の当該事案の発生後の学校及び教育委員会の対処というのは、自死が発生したその後の調査が始まる前ですね、そちらの対処の方法と、それ以降の同種の事案発生のためのというのは、この提言書という形になります。

(佐々木委員) 後段は発生防止ですよ。

(齋総務課長) 後段はそうです。

(佐々木委員) そういう意味ですよ。発生のためじゃおかしいから。

(神委員) それだとただ単に前任の検討しなさいと言われていたような平たく取れば。

(鎌田副委員) まあそうですね。全体的にそうですね。

(神委員) それってやりにくくないかと思うんだけど。

(長谷川委員長) どのように進めますかね。今日、私の頂いてるのが今後の進め方等もありますので、今ご質問頂いてはっきりしてきたのは、9月1日のものが出発点の一つになるということですね。要望書は。それから私聞いているのは、今日やらなきゃいけないことでは、今後この委員会をどうする物理的なことございますね。時間の設定とかこಂಡけ集まるわけですから、これも今日やっておかないといけないと思っていますので、どう進めるのがいいですかね。この時間的には9月1日の読むことは可能だとは思いますが、ただ今日は読んだとしてもそれは第1読解という辺りですよ。それでその後、今後進め方の物理的なことを決めておかないといけないという気がいたしますので、どうでしょうか。

(川端委員) それでいいと思うんですけど、この1と2にはつまり諮問の1と2というのは、どちらにでた調査報告書の再検討に係ることですね。3のこの時、前段というのは事実関係で教育委員会とかがこの時取った対処が適切だったかどうかについて考えなさいってことだと思うので、もうちょっとこの3の前半だけがやや質が違うというんでしょう。それだと実際にどういう対処が取られたのかという事実関係からまた確認しなきゃいけなくなってしまうので、ちょっと進め方としてどっから聞かせ取っ

たんだか難しいですね。時間が無限にあれば事実関係楽に答申書を検討してってことなんでしょうけど、こんな時間かけられるかどうかってこともありますよね。

(長谷川委員長) 私の考えでは、とりあえずこの9月1日のものを少し読む時間は設けて、時間って30分とかね。それで読んだ感想でちょっと今後のことも含めてどうするか。具体的なこと含めてね。それで公開、非公開のことですけども、少しざっくばらんにしゃべる必要があるという気はするんです。お名前も出さないんじゃないかなって出ることがあってもいいような会議にしないと実質進まないという感じがするんですね。そういう意味で非公開ということになりますが、どうですかね。

(神委員) それで、はい。

(長谷川委員長) それではそのようにさせていただきます。神委員からもありましたように、委員間でもできるだけ公開という方針を僕らとしても取りたいと思いますが、そういうざっくばらんな話をしないと先には進めませんので、ここで非公開にさせていただきますということにしたいと思います。

(佐々木委員) すみません。一応私は、オープンにしようという立場の人間なので、皆さんそれでお決めなるならそれでいいですけども。一応異議を唱えておくという感じですね。

(長谷川委員長) はい。よろしいですか。

(川端委員) 関係者のプライバシーを保護するという観点とかが調査を有効に進めるという観点から、やっぱり非公開がふさわしいと僕は思います。

(長谷川委員長) はい。それでは報道の方はお退室願います。

【以降非公開】